

令和 7 年度 入札・契約制度の改善

(令和 7 年 4 月 1 日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

本市では、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事等の品質確保を目的として、従来から入札契約制度の改善に取り組んでいます。

今回、以下のとおり入札・契約制度を改善し、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

1. 建設工事に係る技術者等の重複について
2. 建設工事に係る外国人材の取扱いについて
3. 競争入札関係書類のオンライン申請の拡大について
4. 技術者等の雇用確認書類について

1. 建設工事に係る技術者等の重複について

現在、建設業法により専任配置が求められる主任技術者等や現場代理人については、開札日時点で他の案件と重複させないことを入札参加条件としていましたが、昨今の技術者不足を踏まえ、条件を見直します。

＜技術者等重複の基準日（原則）＞

改正前		改正後	
基準日	開札前	基準日	<u>工事開始日</u> <u>（工期の始期日=契約日の翌営業日）</u>

＜参考＞

- ・ **原則（今回改正）** **工事開始日**
- ・ 議会案件 本契約日＝（議決日・工事開始日） ※H30 年度から
- ・ 余裕工期案件 契約日の翌日から起算して 60 日以内の任意の日 ※R1 年度から

※一般競争入札においては、工事開始日時点で確実に配置できる方を配置予定技術者として申請してください。

2. 建設工事に係る外国人材の取扱いについて

建設業の生産性の向上や幅広い人材確保のため、技術力のある外国人材の現場代理人、技術者等の配置等について、次のとおり取り扱います。

＜現場代理人、主任（監理）技術者としての配置について＞

- ・ **外国人技能実習生については**、「外国人材の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号）第 3 条第 2 項に規定される制度の基本理念に照らし、**配置を認めません。**
- ・ **その他の外国人材については**、資格要件等を満たす場合に限り配置を認めます。

＜総合評価における「若手技術者の雇用状況」（満 35 歳未満の技術者の雇用）＞

- ・ 在留期間に制限のある **1 号特定技能外国人**については、**評価対象外**とします。
- ・ 在留期間の更新制限のない **2 号特定技能外国人**及び身分に基づき在留する者（定住者、永住者、日本人の配偶者等）については、**評価対象**とします。

外国人材の配置・評価の取扱い		技能実習生 1～3号	特定技能		身分に基づき 在留する者
			1号	2号	
配置	現場代理人	×	○	○	○
	主任（監理）技術者	×	○	○	○
総合評価（若手技術者の雇用状況）		×	×	○	○

※資格や雇用確認については、主任（監理）技術者となり得る資格者証等や雇用確認書類の提出に合わせ、必要に応じて在留カード等で確認します。

3. 競争入札関係書類のオンライン申請の拡大について

更なる入札・契約事務のデジタル化を推進するため、オンライン申請ができる入札・契約関係書類の対象書類を追加します。

<対象書類>

- ・電子入札利用申請書
- ・質疑応答書（第5号様式）
- ・配置技術者通知書（第6号様式）
- ・紙入札方式参加申請書

<追加書類>

- ・主任技術者兼務承認願（特例措置様式）
- ・現場代理人、主任技術者兼務届（特例措置様式）
- ・監理技術者の兼務予定について（専任特例1号）
- ・監理技術者兼務届（専任特例1号）
- ・監理技術者の兼務予定について（専任特例2号）
- ・監理技術者兼務届（専任特例2号）
- ・営業所技術者等の兼務予定について
- ・営業所技術者等兼務届
- ・配管工兼務届
- ・工事開始日通知書（別紙1）（余裕工期設定工事の場合）

※追加書類は、令和7年4月1日からえひめ電子申請システムで申請が可能となります。

※オンライン申請は、電子入札システムからはできませんのでご注意ください。

4. 技術者等の雇用確認書類について

雇用関係が確認できる書類として、健康保険被保険者証等の写しの提出を求めています。マイナンバー法等の一部改正により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われな
いことから、国土交通省からの通知を踏まえ、雇用確認書類を見直します。

＜変更前＞

- ・ 事業所名の記載されている健康保険被保険者証の写し
- ・ 国民健康保険被保険者証の写し
- 及び所轄社会保険事務所長から承認を受けた健康保険被保険者適用除外承認証の写し
- ・ 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

＜変更後＞

- ・ 監理技術者資格者証の写し
- ・ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・ 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・ 上記に準じる書類

※「健康保険被保険者証」は、令和6年12月1日時点で有効な健康保険被保険者証であれば、その有効期限まで引き続き雇用関係の確認書類として使用できます。（最長令和7年12月1日まで）